

# 株式会社そごうマート 行動計画

株式会社そごうマートは、「次世代育成支援対策法」の取組を着実に実施するために、妊娠中の従業員の方や子育て中の家庭をもつ従業員が、仕事と家庭生活を無理なく両立できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

## 2. 目標と取り組み内容

① 育児休業を取得しやすく、また復帰しやすくするために、各店に1名以上の作業補助や代理代行要員を配置しつつ、商品発注等の業務の本部集約化とシステム化による育児休業中の業務代替体制を構築する。

<対策>

- ・令和2年4月～ 現状の業務担当内容と人員の過不足状況の調査を行う。復帰後の仕事内容については、本人が選べる選択肢を多く用意できるように、また短時間勤務でも遂行できる業務を増やす。
- ・令和3年4月～ 定型業務の自動化と本部人員の増強とセンター化を進め、休業中の業務バックアップや応援体制を構築する。

② 育児休業取得後に女性従業員が業務の中で能力を伸ばし活躍できるようにするため、部門担当者などへの育成と登用制度を設け、期間中に年4回以上の個人面談を行いながら部門担当者への登用を進めることで期間中に2名以上の昇格を実施する。

<対策>

- ・令和2年4月～ 店長および部門責任者への人材育成業務の必要性に関する教育を行いつつ、人事評価制度への反映を行う。育児休業復帰した従業員の個人面談を店長と部門バイヤーの3者で実施し、本人のキャリア希望や業務上での改善要望についてヒアリングを行う。
- ・令和3年4月～ 教育制度の拡充を行い、部門責任者業務の兼任などを部分的に行っていく中で、本人のスキルアップを図ることで登用しやすい体制をつくる。

③ 所定外労働削減のため、業務のセンター化、外部委託化、システム化を推進する。期間中に所定外労働時間を令和2年度比で20%以上削減する。

<対策>

- ・令和2年4月～ 店舗内での人員配置を見直し、所定時間外労働が多く発生している部署の業務内容の見直しを行いつつ商品製造のセンター化を進める。
- ・令和3年4月～ 業務システム化を推進し、自動処理、外部委託業務の割合を増やす。

令和2年3月20日  
株式会社そごうマート  
代表取締役 城戸 陽一